政令第

号

企 業立 地  $\mathcal{O}$ 促 進等に よる地は 域 E おける産業 集積  $\mathcal{O}$ 形成 及び活性 化に関する法律の一 部を改正する法律

 $\mathcal{O}$ 施 行 に 伴う 関 係 政 令  $\mathcal{O}$ 整 備 に 関 す る 政 令

内 閣 は 企 業 立 地  $\mathcal{O}$ 促 進 等 12 ょ る 地 域 12 お け る 産 業 集 積  $\mathcal{O}$ 形 成及 び 活 性化に関 す る法 律  $\mathcal{O}$ 部 を

改

正

する

法律 平 ·成二十 九年法律第四十 -七号) 0 施 行 に 伴 V ) 並 び に 地 域 経 済 牽 引 事 業 0 促 進による地 域  $\mathcal{O}$ 成 長 ,発展

 $\mathcal{O}$ 基 盤強強 化に関 する法律 (平成十 九年 法 1律第四· [十号) 第二条第三項第五号、 第二十一条第 一項及び 第二 項

第二十三条第 項及び第二項 並  $\mathcal{U}$ に中 小 ,企業! 信 用 保険 法 昭昭 和二十五年 法 律 :第二百· 六十四号) 第四 条  $\mathcal{O}$ 規定

に基づき、この政令を制定する。

企 業 立 地  $\mathcal{O}$ 促 進 **等** 12 ょ る 地 域 に お け る産業 集 積  $\mathcal{O}$ 形 成 及 び 活 性 化 に 関 す る法 律 施行 令  $\mathcal{O}$ 部 改 Ē

第 条 企業 立 地  $\mathcal{O}$ 促 進 等 12 による地が 域 E お ける産 業集積  $\mathcal{O}$ 形 成 及び活性化に 関する法律施 行令 (平成十 九年

政令第百七十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地 域 経 済牽 引事 業  $\mathcal{O}$ 促 進 による地 域  $\hat{O}$ 成 長発展  $\mathcal{O}$ 基 盤 強化 に関 する法律 施

行

第 項 中 「企業立 地の促進等による地 域における産業集積の 形成及び活性化に関する法律 を

地 域 経 済 牽 引事 業  $\mathcal{O}$ 促 進 に ょ る 地 域  $\bigcirc$ 成 長発 展  $\mathcal{O}$ 基 盤 強 化 に 関 する法 律 平 成 十九 年 法 律 第四十号。

に、 第三条 第六 項第 五. 号 を 「第二条第 三項 第五号」 に、 従 業 員 を 「常 時 使 用 する従業員」 に 改 8

同 条 第二 項 中 第三 条 第六 項 第 八 号 を 「第二条第三項第八号」 に 改  $\delta$ る。

本則に次の四条を加える。

(特許料の軽減)

第三条 法第二十一 条 第 項の規定 により特許 料 0 軽 減 を受けようとする者は、 次に 掲げ る事 項を記 載

た 申 請 書 に、 申 請 に 係 る 特 許 発 明 が 承 認 地 域 経 済 牽が 引 事 業 (法第 + 七 条 に規 定 す á 承 認 地 域 経 済 牽 引 事

業を う。 以下 同 ľ  $\mathcal{O}$ 成 果 に 係 る 特 許 発 明 又 は 当 該 特 許 発 明 を 実 施 す る た 8) 12 承 認 地 域 経 済 牽 引 事

業計 画 (法第十四 [条第二項に規定する承認 地 域 経済 牽 引 事 <del>,</del>業 計 画 をい . う。 以 下 同 に 従 0 7 承 継

た特 許 権 若 しくは 特許を受ける権 利 に係 る特 許発明であることを証する書 面 申 請 人が 法第二条第三 項

に 規定する る中 小 企業者 であることを証する書 面 及び 承 認 地 域 経 済牽 引事 業 計 画 0 写 しを添付して、 特許

庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 申請に係る特許発明の特許出願の番号又は特許番号
- 三 特許料の軽減を受けようとする旨
- 2 特 許庁 長 官は、 前 項  $\mathcal{O}$ 申 請 書  $\mathcal{O}$ 提 出 が あっ たときは、 特許法 (昭 和三十四年 法律第百二十一号) 第百

七 条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減

するものとする。

(特許出願についての出願審査の請求の手数料の軽減)

第 四条 法第二十一 条第二 項 の規定に により 特 許 出 願 に 0 7 7  $\mathcal{O}$ 出 願 審 查  $\mathcal{O}$ 請 求 の手数料 の軽 減を受け よう

とする者は、 次に . 掲げ る事 項 を記 載 L た申 請 書 に、 申 請 に係 る 発明 が 承 認 地 域 経済牽 引事 業  $\mathcal{O}$ 成 果 に係

る発明又は当該発明を実施するために承認地域経済牽引事業計 画に従って承継した特許を受ける権 利に

係る発明であることを証する書 面 申 . 請 人が法第二条第三項に規定する中小企業者であることを証する

書 面 及び 承 認地 域経 済牽引事業 計 画  $\mathcal{O}$ 写 しを添付して、 特許庁長官に提出しなければならない。

申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

- 二 申請に係る発明の特許出願の表示
- 三 出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする旨
- 2 特 許庁] 長 く官は、 前 項  $\mathcal{O}$ 申 請 書  $\mathcal{O}$ 提出が、 あっ たときは、 特許法等関係手数料令 (昭和三十五年政令第二

十号) 第一 条第二 項  $\mathcal{O}$ 表 第 九号  $\mathcal{O}$ 規定により 計算され . る 出 願 審 査  $\mathcal{O}$ 請 求 の手 数 斜の 金 額の二分の一 に

相

当する額を軽減するものとする。

(商標登録出願等に係る登録料の軽減)

第五条

法第二十三条第一

項の規定により登録

料の軽減を受けようとする者は、

次に掲げる事項を記

載し

た申 -請書 に、 申請 に係 る地 域 寸 体 商 標  $\mathcal{O}$ 商 標 登 録 (商 標法 昭昭 和三十四年法律第百二十七号) 第七 条  $\mathcal{O}$ 

二第 項に 規定す る 地 域 寸 体 商 標  $\mathcal{O}$ 商 標 登 録 をいう。 第二号及び次条第 項に お いて同じ。) が 承 認 地

域経済牽引事業に係る商 品又は役務に係るものであることを証する書面及び承認地域経済牽引事業 計 画

- の写しを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。
- 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 申請 に 係 る地 域 寸 体 商 標  $\mathcal{O}$ 商 標 登 録 出 願 の番号又は 登録 番号

三 登録料の軽減を受けようとする旨

2 特 <u>;</u>許庁1 長官は、 前項  $\bigcirc$ 申 請 書  $\mathcal{O}$ 提出が、 あったときは、 商標法第四十条第一項若しくは第二項又は第四

十 一 条 *の* 第一 項若 しくは第 七 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に、 より納付 すべ き登録料の 金額 の二分の に相当する額を軽減

するものとする。

(商標登録出願の手数料の軽減)

第六条 法第二十三条第二項の規定により商標登録出願 の手数料の軽減を受けようとする者は、 次に掲げ

る事 項を記 載し た申請 書に、 申請 に係る る地 域 寸 体 商 標  $\bigcirc$ )商標登 録 が 承 認地 域 経 済牽引事 業に 係 る商 品 又

は役 務 に 係 るも  $\mathcal{O}$ であることを証 する書 面 及 び 承 認 地 域 経済牽引事 業計 画 の写 しを添付 して、 特許 . 广 長

官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 申請に係る地域団体商標の商標登録出願の表示

三 商標登録出願の手数料の軽減を受けようとする旨

特 許庁 長 官は、 前 項 0 申 請 書  $\mathcal{O}$ 提 出が あ 0 たときは 特許法等関係手数料令第四条第二 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 表第 号

2

の規定により計算される商標登録出願の手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

(中小企業信用保険法施行令の一部改正)

中 小 企 業信 用 保 険 法 施 行令 昭昭 和二十五 年政令第三百五十号) 0) 部を次のように改 I する。

条 第 匹 項 中 第十条第六項  $\mathcal{O}$ 規定に係 る 債 務  $\mathcal{O}$ 保 証  $\mathcal{O}$ 下に 地 域 経 済 牽 引 事 業  $\mathcal{O}$ 促 進 に ょ る地

域  $\widehat{\mathcal{O}}$ 成長発1 展 0 基 盤強化に関する法律 (平成十九年法律第四十号) 第二十九条の規定に係る債務の 保 証

を加える。

(法人税法施行令の一部改正)

第三条 法 人税 法 施 行 令 昭 和 匹 + 年 政 介令第-九十七号) *(*) 部を次のように改正する。

第五 条 第 項 第三 号 口 中 第二 項第九号」 を 「第二項第八号」 に改める。

(経済産業省組織令の一部改正)

第四 条 経済産 業省組 織 令 (平成十二年政令第二百五十四号) の 一 部を次のように改正する。

第三十一条第四 |号中 「企業立 地  $\mathcal{O}$ 促 進等によ る地域 に お け る産業集 積  $\mathcal{O}$ 形 成 及 び 活性化 に 関 する法律」

「地域経済 済牽引事業 0 促 進 による 地 域の 成 長 発展  $\mathcal{O}$ 基 盤 強 化に関する法律」 に改め る。

を

附則

この政令は、

する法律の施行の日(平成二十九年八月一日)から施行する。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正

## 理由

行に伴い、 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施 特許料の軽減の手続等を定める必要があるからである。

企
業
4
拙
$\mathcal{O}$
加
ル
延
等
15
ょ
る
地
城
15
12
17 17
リフ
3
産
業
集
積
$\widehat{\mathcal{D}}$
彩
ハン よ
双
火が
$\widetilde{\Omega}$
估
性
化
iE
関
内は
タフ
業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する:
法
律
0)
部
を
必
完
羋
タフ
デ ろ
法
律
一律の施行に対
施
行
行に
·伴
伴う
月月
対
係公
政会
句の
整
備
整備に
関
끟
ノス
政政
$\sim$
——
行

○法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行令(平成十九年政令第百七十八号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(新旧対照条文一覧)	第Ⅲ文 <u>用</u>
9	• 7	• 1		3

○経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号)

沙

: : : 10

○企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行令(平成十九年政令第百七十八号)(第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

			第
(略)	一 (略)		第一条 地域経済牽引事業 地域経済牽引事業 地域経済牽引事業 おおり (中小企業者の範囲) 高法律 (平成十九年) る法律 (平成十九年) である法律 (平成十九年) である (平成年) で
(路)	(略)	業種	は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。 第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又 (中小企業者の範囲) (中小企業者の範囲) (中小企業者の範囲) 改 正 案 は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。 は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。
略)	(略)	貨本金の額又	<ul><li></li></ul>
略)	(略)	従業員の数	(発展の基盤強化に関する) 第二条第三項という。) 第二条第三項という。) 第二条第三項
			第
	<u> </u>		第 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
ス業ソフトウェア業又は情報処理サービ	工業用ベルト製造業を除く。)用タイヤ及びチューブ製造業並びにゴム製品製造業(自動車又は航空機	業種	業員の数は、次の表のとおりとする。 現 行 現 行 現 行 現 行 現 一条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に に関する法律に以下「法」という。)第三条第六項第五号に規定する政 に関する法律がびにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び活性化 関する法律がいたの業種でとの資本金の額又は出資の総額及び活性化に 関する法律がいたの業種でとの資本金の額又は出資の総額及び活性化に 関する法律がいたの業種でとの資本金の額又は出資の総額及び活性化に 関する法律がいたの業種でとの資本金の額又は出資の総額及び活性化に 関する法律がいたの業種でとの資本金の額又は出資の総額及び活性化に 関する法律がいたの業種でとの資本金の額又は出資の総額及び活性化に 関する法律がいたの業種でとの資本金の額又は出資の総額及び活性化に 関する法律がいたの業種でとの資本金の額又は出資の総額及び活性化に 関する法律がいたの表のとおりとする。
三億円	三 億 円	貨本金の額又	行 る産業集積の形成 三条第六項第五号 の形成
三百人	九 百 人	数 従 業 員 の	及び活性 に規定する 政 形性 化 に規定する 政 従 化 に規定する 政 従

三 略 略 略 (略)

法第二条第三項第八号の政令で定める組合及び連合会は、

2

とする。

一~八

(略

次のとおり 2

=法第三条第六項第八号の政令で定める組合及び連合会は、 旅館業 五千万円 次のとおり 百人

事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会

とする。

三 農業協同組合及び農業協同組合連合会 漁業協同組合、 漁業協同組合連合会、 水産加工業協同組合及び水産

加工業協同組合連合会

商工組合及び商工組合連合会 森林組合及び森林組合連合会

兀

五.

六 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

八 七 者であるもの 時五十人(酒類卸売業者については、百人)以下の従業員を使用する 及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販 下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、 額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以 売業者の三分の二以上が五千万円 又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金 以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常 酒造組合、 酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、 (酒類卸売業者については、 酒販組合連合会 その直接 一億円

(保険料率)

第二条(略)

(特許料の軽減)

第三条 者は、 法第 は特許を受ける権利に係る特許発明であることを証する書面 経済牽引事業計画をいう。 めに承認地域経済牽引事業計画 地域経済牽引事業 以下同じ。 一条第三項に規定する中小企業者であることを証する書面及び承認 次に掲げる事項を記載した申請書に、 法第二十一条第一 の成果に係る特許発明又は当該特許発明を実施するた (法第十七条に規定する承認地域経済牽引事業をい 項の規定により特許料の軽減を受けようとする 以下同じ。 (法第十四条第 に従って承継した特許権若しく 申請に係る特許発明が承認 一項に規定する承認地域 申 詩人が

(保険料率)

第二条 殊保証 険法 割引等特殊保証をいう。 ト)とする 形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、 の三第一項に規定する特別小口保険にあっては○・一九パーセント(手 この条において同じ。)の場合は、○・三五パーセント)、同法第三条 保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあっては○・四 第一項に規定する借入れの期間をいう。)一年につき、 一パーセント(手形割引等特殊保証 (中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号) (昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通 法第十八条第三項の政令で定める率は、 (同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。 以下この条において同じ。)及び当座貸越し特 (同令第二条第一項に規定する手形 保証をした借入れの 〇・一五パーセン 中小企業信用保 第二条 以下 期間

(新設)

ならない。地域経済牽引事業計画の写しを添付して、特許庁長官に提出しなければ

- 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
- | 申請に係る特許発明の特許出願の番号又は特許番号
- 三 特許料の軽減を受けようとする旨
- をする。 年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するもの 年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するもの 中の年法律第百二十一号)第百七条第一項の規定による第一年から第十 とする。

(特許出願についての出願審査の請求の手数料の軽減)

第四条 法第二十一条第二項の規定により特許出願についての出願審査の第四条 法第二十一条第二項の規定により特許出願についての出願審査の経済牽引事業計画の写しを添付して、特許庁長官に提出しなければなら経済牽引事業計画の写しを添付して、特許庁長官に提出しなければなら経済牽引事業計画の写しを添付して、特許庁長官に提出しなければなら経済牽引事業計画の写しを添付して、特許庁長官に提出しなければなら経済牽引事業計画の写しを添付して、特許庁長官に提出しなければなら経済牽引事業計画の写しを添付して、特許庁長官に提出しなければなら知い。

(新設)

- 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 申請に係る発明の特許出願の表示
- 特許庁長官は、前項の申請書の提出があったときは、特許法等関係手三 出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする旨

2

	受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る
	第六条 法第二十三条第二項の規定により商標登録出願の手数料の軽減を
(新設)	(商標登録出願の手数料の軽減)
	とする。
	により納付すべき登録料の金額の二分の一に相当する額を軽減するもの
	第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の規定
	2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があったときは、商標法第四十条
	三 登録料の軽減を受けようとする旨
	二 申請に係る地域団体商標の商標登録出願の番号又は登録番号
	一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
	、特許庁長官に提出しなければならない。
	あることを証する書面及び承認地域経済牽引事業計画の写しを添付して
	いて同じ。)が承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務に係るもので
	に規定する地域団体商標の商標登録をいう。第二号及び次条第一項にお
	商標登録(商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)第七条の二第一項
	者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る地域団体商標の
	第五条 法第二十三条第一項の規定により登録料の軽減を受けようとする
(新設)	(商標登録出願等に係る登録料の軽減)
	を軽減するものとする。
	より計算される出願審査の請求の手数料の金額の二分の一に相当する額
	数料令(昭和三十五年政令第二十号)第一条第二項の表第九号の規定に

2 三 手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。 数料令第四条第二項の表第一号の規定により計算される商標登録出願の を添付して、 係るものであることを証する書面及び承認地域経済牽引事業計画の写し 地域団体商標の商標登録が承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務に 特許庁長官は、 申請に係る地域団体商標の商標登録出願の表示 商標登録出願の手数料の軽減を受けようとする旨 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所 特許庁長官に提出しなければならない。 前項の申請書の提出があったときは、 特許法等関係手

現の規定にかかわらず、普通保険又は無担保保険の保険関係であたま養法(昭和三十八年法律第百四十七号)第十六条の規定に係る債務の保証、中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第百一号税の保証、中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第百一号配設周辺地域整備法(昭和四十九年法律第七十八号)第十一紀定する周辺地域整備関連保証、商工会及び商工会議所によた事業活動の促進に関する法律(平成五年法律第五十一号)第二十元条の規定に係る債務の保証、中小企業等経営強化法(平成十九年法律第三十九上、金融定に係る債務の保証、中小企業による地域産業に非常の規定に係る債務の保証、中小企業とと、本、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	(保険料率) 改正案
第二条 (略)  2・3 (略)  2・3 (略)  2・3 (略)  2・3 (略)  2・3 (略)  2・3 (略)  (1)  (2・3 (略)  (2・3 (略)  (2・3 (略)  (4 第一項の規定にかかわらず、普通保険又は無担保保険の保険関係であって、中小企業支援法(昭和三十八年法律第百四十七号)第十六条の規定に係る債務の保証、中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第百一号を第一項に規定する周辺地域整備法(昭和四十九年法律第五十一号)第十一条の規定に係る債務の保証、中小企業等経営強化法(平成十一年法律第三十八号)第十条第六項の規定に係る債務の保証、中小企業経営強化法(平成十九年法律第三十九号)第十条第六項の規定に係る債務の保証、中小企業経営強化法(平成十九年法律第三十九号)第十条第六項の規定に係る債務の保証、中小企業と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号)第八条第六項の規定に係る債務の保証、南店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号)第八条第六項の規定に係る債務の保証、商店街の活性化のための地域産業の機工、市分企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号)第八条第六項の規定に係る債務の保証、商店街の活性化のための地域を開発による事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第三十八号)第八条第四項の規定に係る債務の保証及び産業競争力強化法(4年表)第二十年法律第三十九号)第十条第六項の規定に係る債務の保証とび産業競争力強化法(4年表)第二十年法律第三十九号)第十条第二十年法律第三十九号)第十条第二十年法律第三十九号)第十条第二十年法律第二十一年法律第二十一年法律第二十十二十十十二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	(R食)   現 行

ト)とする。	形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・八二パーセン	債務の保証に係るものについての保険料率は、○・九七パーセント(手	成二十五年法律第九十八号)第百十六条又は第百三十二条の規定に係る	十号)第八条第四項の規定に係る債務の保証及び産業競争力強化法(平	
	ーセン	ト (手	に係る	(平	

民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律 (平成二十一年法律第八 | 平成二十五年法律第九十八号)第百十六条又は第百三十二条の規定に係 る債務の保証に係るものについての保険料率は、○・九七パーセント(

手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、○・八二パーセ

ント)とする。

2 (略)  三 金銭貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの 三 金銭貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの 三 金銭貸付業のうち次に掲げる業務として行う金銭貸付業 がい今チ (略) 四〜三十四(略)	2 (略) 三 金銭貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの 三 金銭貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの 三 金銭貸付業のうち次に掲げる業務として行う金銭貸付業 立びに第二項第八号に掲げる業務として行う金銭貸付業 ハ〜チ (略) 四〜三十四(略)
する。 掲げる事業(その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。)と第五条 法第二条第十三号(定義)に規定する政令で定める事業は、次に(収益事業の範囲)	する。 掲げる事業(その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。)と第五条 法第二条第十三号(定義)に規定する政令で定める事業は、次に(収益事業の範囲)
現行	改正案

	四 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する	一~三(略)	第三十一条 地域企業高度化推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。	(地域企業高度化推進課の所掌事務)	改正案
関する法律(平成十九年法律第四十号)の施行に関すること。	四 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に	一~三 (略)	第三十一条 地域企業高度化推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。	(地域企業高度化推進課の所掌事務)	現